

大分県東部圏地域公共交通計画

令和2年3月
令和6年6月変更

大分県

杵築市、国東市、姫島村、日出町

- 目次 -

序論 本計画の狙いと対象地域

| | |
|-----------------|---|
| 1. 本計画の狙い | 1 |
| 2. 対象地域..... | 1 |

第1編 大分県東部圏の現状及び課題

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 大分県東部圏における地域の現状と課題 | 3 |
| 1.1. 人口動向..... | 3 |
| 1.1.2. 高齢者の移動実態..... | 9 |
| 1.1.3. 高校生の移動実態..... | 17 |
| 1.1.4. 主要施設来訪者の公共交通利用実態..... | 19 |
| 1.1.5. 公共交通に対するニーズ..... | 23 |
| 1.2. 高齢者の運転と事故 | 27 |
| 1.3. まちづくり政策..... | 29 |
| 1.4. 観光政策..... | 31 |
| 1.5. 教育政策..... | 33 |
| 1.6. 公共交通ネットワーク | 34 |
| 1.6.1. 各市における公共交通政策 | 34 |
| 1.6.2. 東部圏の公共交通ネットワークの状況 | 42 |
| 1.6.3. 東部圏の公共交通事業環境の状況 | 43 |
| 2. 移動に関する地域の現状・問題点..... | 57 |
| 2.1. 山間部を中心とした人口減少・高齢化 | 57 |
| 2.2. 移動ニーズの縮小化 | 58 |
| 2.3. 観光需要への対応 | 59 |
| 2.4. 高校の統廃合に伴う移動の変化 | 60 |
| 3. 東部圏における公共交通の現状・課題..... | 61 |
| 3.1. 高齢者の移動手段として定着していない公共交通 | 61 |
| 3.2. 通学者の利用に依存した路線バス..... | 62 |
| 3.3. 山間部路線における運行効率性の低迷 | 63 |
| 3.4. 路線バスと他の移動サービスとの競合 | 64 |
| 3.5. 交通結節点の利便性 | 64 |
| 3.6. 情報提供の不足..... | 64 |
| 3.7. 深刻な運転手不足 | 65 |

第2編 大分県東部圏地域公共交通網形成計画

| | |
|---|----|
| 1. はじめに..... | 66 |
| 1.1. 計画策定の背景と目的..... | 66 |
| 1.2. 本計画の位置づけ | 67 |
| 2. 計画の対象区域..... | 68 |
| 3. 計画期間..... | 68 |
| 4. 計画の基本的な方針、目標 | 69 |
| 4.1. 基本的な方針 | 69 |
| 4.2. 計画目標..... | 71 |
| 4.3. 地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱に基づく記載事項について | 77 |
| 5. 実施事業..... | 79 |
| 6. 計画の達成状況の評価 | 85 |
| 6.1. 計画の推進体制..... | 85 |
| 6.2. PDCA サイクルによる計画の継続的な改善 | 86 |

| | |
|---|----|
| 【参考】 目標指標の算出根拠..... | 87 |
| 目標 1 移動実態に即した公共交通網の見直しによる持続的な交通体系の構築..... | 87 |
| 目標 2 潜在的な公共交通ニーズへの細やかな対応による公共交通の利用促進..... | 88 |
| 目標 3 モード間や公共交通事業者間の連携強化による円滑な移動環境の創出..... | 89 |

※令和 2 年度の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、本計画中の「大分県東部圏地域公共交通網形成計画」は、「大分県東部圏地域公共交通計画」と読み替える。

序論 本計画の狙いと対象地域

1. 本計画の狙い

大分県内の公共交通利用者は年々減少し、幹線バス路線（複数の市町村をまたがって運行され、広域的な移動を担うバス路線をいう。以下同じ）の利用者についても同様の傾向が続いており、その存続を危惧される路線もある。一方で、市町村単独では、域外を含めた幹線バス路線の全体像について広域的な検討を行うことが難しいため、これまで行政機関と交通事業者が協働した十分な対応が行われず、維持・確保が厳しい路線が生じている。こうした状況のなか、地域公共交通活性化再生法の改正により県が地域公共交通網形成計画の策定主体に位置付けられたことを受け、早急に対応する必要がある幹線バス路線の運行地域を対象に、広域的な行政主体である県が主体となり、当該地域の市町村とともに幹線バス路線の維持・確保・改善に向けた調査を実施する。

大分県東部圏の現況や問題点・課題の整理を行ったうえで、地域公共交通網の形成に向けた方針・目標・目標を達成するために実施する事業について取りまとめた大分県東部圏地域公共交通網形成計画の策定を行うことを本計画の狙いとする。

2. 対象地域

大分県内を運行する幹線バス路線のうち、路線の維持・確保のために国庫補助の対象となる系統は20系統存在する。そのうち、2系統が東部圏を発着し、圏内および圏外を連絡している。

対象とする地域は、大分県東部の国東半島部およびその離島に位置する国東市や杵築市、姫島村、日出町により構成され、両子山を山頂とした円錐型の半島と山間部の急峻な地形によって、山間部から沿岸部への放射方向と沿岸部の円周方向の主要道路網に沿った公共交通網が形成されている。

山間部をはじめとする圏域内の各地で人口減少と少子化・高齢化が進行しており、公共交通利用者の減少に伴う収益性の低下と、社会問題化している運転手不足により、地域公共交通網の維持・確保・改善に向けた早急な対応が必要な地域である。

東部圏においては、山間部から沿岸部に向けた路線バス網、沿岸部に幹線的な路線バス網、半島の付け根に鉄道を有し、離島である姫島からは航路を介して路線バス網に接続しており、概ね独立した交通圏を形成しているほか、それ以外にも竹田津港（スオーナダフェリー）と大分空港を有している。

本計画では、東部圏を対象地域とし、幹線バス路線の維持・確保・改善に向けた公共交通網の構築を目指す。

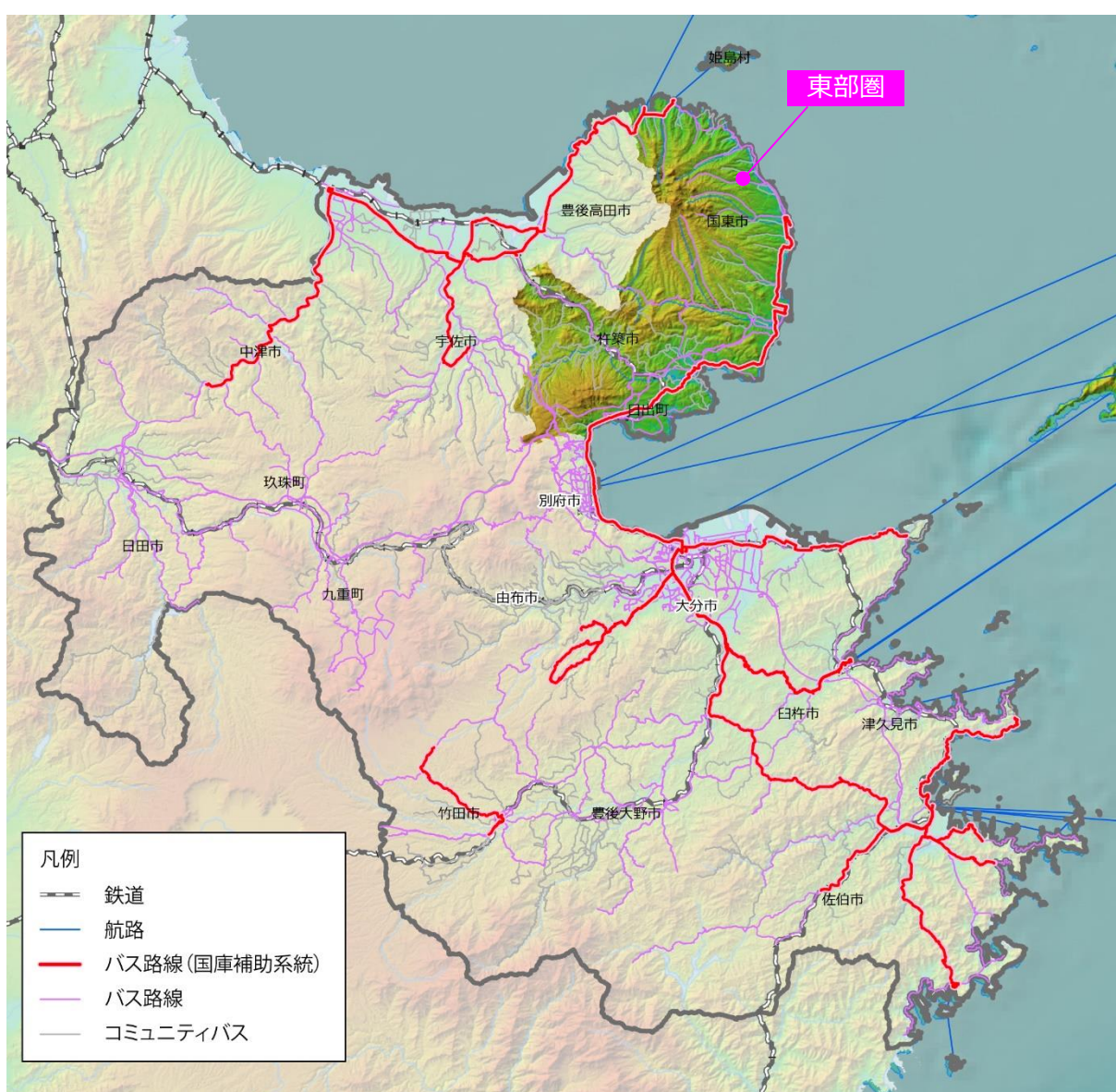


図 2-1 本計画の対象地域